

札障第 4977 号
平成 31 年（2019 年）2 月 20 日

市内障害福祉サービス関係事業所
管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長

障害福祉サービス併給者等における有効期間終期の取扱いについて

平素から、札幌市の障がい福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

平成 30 年 4 月に、訓練等給付費に係るサービスとして、就労定着支援及び自立生活援助が創設されたことから、障害福祉サービス併給者等における有効期間終期の取扱いを追加しましたので、貴事業所内の関係職員にご周知くださいますようお願いいたします。

なお、新設サービス以外の取扱いについては、従来の通知（平成 26 年 5 月 2 日 札障第 717 号）から変更はありません。

記

1 基本的な考え方

	障がい者	障がい児
基本事項	障害支援区分認定（以下「区分認定」という。）の終期月を基準とし、必要に応じて各サービスの有効期間短縮を行ったうえで、これに終期を合わせるものとする。	誕生月を基準とし、必要に応じて各サービスの有効期間短縮を行ったうえで、これに終期を合わせるものとする。
留意点	① 区分認定を要さないサービスのみを併給する場合は、先に支給決定を行ったサービスの終期月を基準とする。 ② サービスの追加と併せて区分認定を行う場合、既に支給決定を受けているサービスについては、次回の更	① 単一のサービスの支給決定の場合も含む。 ② 児童発達支援から引き続き、放課後デイサービスの支給決定を行う場合も同様とする。 ③ 兄弟など同一世帯の児童に支給決定を行う場合は、その順序に関わら

	障がい者	障がい児
留意点	<p>新時に終期を合わせる。</p> <p>③ 標準利用期間のあるサービスは本件取扱い(有効期間短縮)の対象としない(自立訓練(機能訓練・生活訓練)、宿泊型自立訓練、就労移行支援(養成施設を含む。)、就労定着支援、自立生活援助)。</p> <p>④ 就労継続支援A型については、暫定支給決定は従前どおりとし、本支給決定を有効期間短縮の対象とする。</p>	<p>ず、年長児童の誕生日を基準とし、これに年少児童の終期を合わせる。</p> <p>※ 年長児童が18歳に到達した場合やサービスを辞退した場合、年少児童の終期は、次回の更新時に本人の誕生日に合わせる。</p> <p>④ 上記に関わらず、多子軽減の対象児童については、3月を終期の基準とし、これに世帯の障がい児全員の終期を合わせる。</p>

※ 児童福祉法に基づく障害児通所支援についても、本件の対象とする。

※ 移動支援については、区分認定を要さないサービスとみなす。

2 有効期間短縮に伴う対応

就労継続支援(A型・B型)について、有効期間が6か月未満の支給決定を行う場合には、次回の支給決定の更新に係る「訓練等給付費に係る支給決定の更新についての事業者意見書」(別添)の提出を省略できる。

※ 受給者証の有効期間で判断を行う。

3 留意事項

- (1) 自立生活援助は、上記のとおり、有効期間短縮の対象とはなりませんが、障害者支援施設等からの退所等の日の関係上、標準利用期間内(1年未満)で支給決定を行う場合があります。
- (2) 本通知発出に伴い、「障害福祉サービス併給者等における有効期間終期の取扱いについて」(平成26年5月2日付け札障第717号)を廃止します。

4 有効期間短縮に係る具体例

別紙のとおり。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
 札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
 障がい福祉課給付管理係
 TEL 011-211-2938 FAX 011-218-5181
 E-mail sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp